

懇談テーマ1【自治会離れをストップさせる市の考え方について】

自治会未加入者及び転居を伴わない自治会脱会者への対応）市の考え方について伺いたい。

〔現自治会の現状〕

（自治会会員の場合）

・自治会費、日赤社資、社協普通会員会費、緑の募金、共同募金、交通安全協会費、消防団、防犯協会費等々の負担をしてさらに一斉清掃、定例清掃への活動をしている。

（未加入者・転居を伴わない自治会脱会者の場合）

- ・ごみステーションは権利として利用できる。
- ・前述の負担金、寄付、定例清掃等々の共助に該当する義務を果たしていない。

従って、このままでは自治会会員そのものが自治会に係る出費の意義に疑問符を覚え、自治会脱会の歯止めを失い、近い将来には自治会組織の崩壊が危惧される。

せめて、未加入者に対し、共助に係る諸費用を負担義務化する「市自治会条例」等の制定を、行政の責任において周知する必要がある。

【回答】

市民のライフスタイルや家族構成の多様化に伴い、自治会の加入率は減少傾向をたどっている。このような状況の中、各自治会においては、自治会活動の持続可能性を高めるため、それぞれに工夫をされ、独自に未加入世帯への呼びかけ活動を行っているものの、自治会の必要性や加入するメリットなどを理解してもらえずに、なかなかうまくいかず苦慮しているという声を多数聞いているところである。

「自治会未加入者に対し、共助に係る諸費用を負担義務化する「市自治会条例」等の制定を、行政の責任において周知する必要がある。」とのご意見について、市の考えを述べさせていただくと、行政と自治会はお互いが自立した立場を取りつつ、住民の生活向上と地域の発展、よりよい地域環境をつくるために協力するという関係にある。自治会は、行政（市）の組織ではなく、自治会に加入する地域住民による組織であるため、自治会の運営等に関するルールについては、市がルールを定めるということではなく、各自治会の会員の合意等により決定することが重要と考える。さらに、「自治会加入の義務化」や「自治会未加入者に対する、共助に係る諸費用負担の義務化」といったルールについても、自治会は任意の団体であり加入等を強制することはできないため策定は難しいと考えている。

防災・防犯をはじめ環境保全、地域福祉など、自治会が担う役割は多岐にわたっている。安心して暮らせる住みよい地域社会づくりにおいて、「共助」の役割を果たす自治会は、自治会加入者だけではなく、その地域に住む多くの方々はその恩恵を受けている。

そのため、本市においてもより多くの方に自治会に加入していただけるよう、自治会活動の広報に力を入れ、市民の皆様に自治会の意義・担っている役割・重要性についてご理解いただき、自治会への加入をお願いしている。

市と自治会で協力し、自治会加入の促進にむけてこれからも努力していくので、今後とも市政に対するご理解とご協力をお願いしたい。

なお、「市自治会条例」等の制定とのご提案については、昨年度の市政懇談会でもお答えしたとおり、本市では、平成25年9月30日に自治の基本理念や基本原則、市民の権利、市民・議会・市長等の役割、責務等を明らかにするとともに、まちづくりへの市民参加や協働に関する基本的な事項を定める「大田原市自治基本条例」を制定している。この条例の規定に基づき、市民が行う公共的活動への市民参加に向けた環境の醸成に努め、自治会活動の向上及び活性化の方策について、大田原市区長連絡協議会等と協議しながら、地域活動の持続可能性の向上に努めていくので、ご理解とご協力をお願いしたい。

【再質問】

例えば地域で消防分団への寄付金があり、会員はおよそ1,000円ずつ拠出している。未加入者は拠出していない。団地の中で火事になったとき、会費を払っている会員を優先してほしいと言いたいが、それは人情としてできない。

自治会費を納めている会員と納めていない会員の区別をはっきりしないと、会費を払っている意味がない。その端的なこととして、転居を伴わない自治会脱会者が私の自治会で出始めてきた。このまま放置しておけば、年会費を払わないでゴミステーションを自由に使えるが掃除には出ないという、変な理解が蔓延してしまい、大変なことになると常々思っている。

能登半島の地震では、危険を察知したら自治会が避難連絡をしてくれて、命拾いをしたという報道があったと聞いている。東日本大震災のときにもそのような事例があった。

自治会組織というのは、何かあって初めてその存在のありがたさがわかるのが現状だと思う。このことについて真剣に議論し、議論した問題について共通認識を持ち、次の自治会長にバトンタッチしたいと思う。

【回答】

自治会の未加入問題は非常に難しい問題である。黒羽や湯津上地区は、流入人口が少なく、高齢化が進んでいる。自治会そのものも人口が減って、高齢化に伴い、そもそも運営するのが難しくなっている。一方で市内でも住民が増えている地域は、逆に未加入者が多くなり、自治会の運営が立ち行かなくなってくるという、2つの傾向がある。

県内では、自治会の加入率が8割を超えている市町がある。なぜその市町は高い加入率を維持できているのかなどの事例研究を、区長連絡協議会と市で協力して進めていきたいと考えている。例えば、その市町で行っている施策を、大田原市でも取り込めないかということも考えながら、引き続き、加入者の増加を目指して進めていきたい。

【再質問】

自治会に入らないのは、若い方や高齢者である。高齢者の方は、今まで入っていたが、家族が亡くなり、お金が払えないということで、自治会を抜けるという方もいる。

ゴミステーションなども、例えば若い人にゴミステーションだけ使わせてほしいと言われると、断れないで使っていただいているが、会員と何か区別が必要なのではないか。

毎年20軒ぐらいずつ会員が減ってきており、自治会活動をやる予算も年々落ちてきている。地域の方に、このようなことで大変なので自治会に入ってくださいということをお願いするものがないと、高齢者や若い方に言ってもわかってもらえない。今回このような問題が出たので、何か考えていただきたい。

【回答】

事情があって脱会せざるを得ない方もいるということは、区長連絡協議会の役員会等々で区長の役員の方からも話を聞いている。そのような方をどう取り扱うかなども、区長連絡協議会の役員会の中で話題に上げて、役員の方々と協議をしてみたいと思っている。先ほど言ったように、加入率が高い先進地もあるので、具体的にどのようなやり方をしているのかなど、役員の皆様と研究していきたいと考えている。

【再質問】

先ほど部長から昨年も回答したということだが、私が昨年出したものである。

平成25年9月30日改定の大田原市自治基本条例全文と、第5条の第4項に、「地域の中で安心して暮らし続けることができるよう自ら自治会組織の活動に参加し、相互に助け合い云々」と書いてあるが、実態はこのとおりにならない。

今後自治会組織は何らかの手を加えないと、自治会費などの収入は減っていってしまう。消防費、防災防犯、日赤社資等、いろいろな負担金があり、これは固定費である。世帯数が減ればそれだけ減るわけだが、損益分岐点がどんどん危機の状況に入っている。他の地区はどの程度なのかわからないが、少なくとも野崎地区については、まさにもう危機状況である。

私の自治会に住宅造成地があり何軒かもう既に入っているが、自治会には入ってくれない。自治会の魅力もあるかと思うが、そこに行政として手を加えていただかないと、突破口は開けないと考えている。

その1つとして、先ほどの市自治会条例等の制定など、自治会と行政が新たな取り組みを検証する時期に来ているのではないかと思うので、ぜひ検討していただきたい。

さくら市の実例として、優待サービスを受けられる事業を令和4年1月1日から実施している。これはまさに自治会加入者の特典であり、自治会加入者の満足度をアップさせるという1つの実例である。ただしこの場合お金が伴い、財政上難しい面もあると思うが、その辺も考慮していただきながらぜひ前に進めていただきたい。

【回答】

私が住んでいる自治会も、昭和38年の時と比べると人口が4分の1以下になってしまい、本当に加入率を高めなければいけないということと、自治会の存続をしていかなければいけないということを考えている。

そこで区長の皆様をお願いしたいのが、自主防災組織を作っていただくことである。先ほど区長から話があったように、災害のとき、自治会の会員であるかどうかということとで区別などはできない。それを気持ちよくやっていくためには、やはり加入率を上げていくことが重要だと考えている。

先ほどさくら市の取り組みのお話をいただいた。宇都宮市でも宮パスというカードを作って、自治会加入向けの取り組みも行っているということである。このような事例や、加入率の高い市町の取り組み事例を早急に検証し、区長の皆様と情報共有をしながら加入率アップのために行政としても取り組んでまいりたい。

【再質問】

各自治会長から今いろいろな問題が出たが、それ以外で1つ考えていただきたいこととして、自治会の会員と、育成会が紐づいている問題がある。

私どもの自治会で、育成会に入っていないと登校班から外れるという問題があった。そうすると子供の安全を誰が守るのかという問題も出てくる。このようなことも含め、学校、もしくは地域と連携した中で、自治会の会員の必要性や入会の必要性をご検討いただければありがたい。

【回答】

登校班の問題については非常に重要な件であるので、そのことについてもしっかりと検討してまいりたい。

懇談テーマ2【防災行政無線について】

防災行政無線のスピーカー音量の適性値と使用頻度及びコメント内容について伺いたい。

- ・少しの気象条件により聞こえない、聞こえづらい状態にあり、聞き取れるレベルにしていただきたい。
- ・一日当たり3回程度の使用となっている。費用対効果の上で、もっと有効に活用していただきたい。

【回答】

防災行政無線については、令和3年度から防災行政無線システムの運用を行っているが、「うるさい」「聞こえづらい、聞こえない」等のご意見を実際にいただいており、運用の難しさを痛感している。スピーカー音量については、放送装置の最大音量が6までとなっており、4から6の間で各地区の音量を調整して放送している。

使用頻度については、定時放送はお昼の12時にチャイム、15時に子どもの見守りについて放送している。また、他の部署からの依頼を受けて期間限定で放送しているものもあり、昨年度は、選挙関連やごみ分別、無人ヘリ防除作業、サル出没の注意喚起などもあり、計132回ほどであった。それら屋外スピーカーから放送された内容が聞こえにくかった場合や聞き逃した場合には、聞き直しサービス専用ダイヤル（防災ハザードマップ裏面に記載0287-30-0055）に電話していただくと、放送内容の聞き直しができる。また「よいちメール」でも防災無線で流れる情報と同じ内容が通知されるので、登録をお願いしたい。

費用対効果については、先ほども申し上げたとおり、運用の難しさというものがある。使用回数を増やすと苦情が増えることや、防災行政無線としての災害や防犯情報、行政情報を市民に迅速に配信するという本来の目的が薄れる懸念があるため、現在の使用頻度が適正かどうかも含め、今後も研究していく。

【再質問】

音量について、私の家はスピーカーのある位置から直線で250mと比較的近いところにあるが、窓を閉めているとほぼ放送内容は聞こえない。聞き逃しや聞こえなかった場合、よいちメールや聞き直しサービス専用ダイヤルで聞くことができるということだが、例えば実際に災害が起きたとき、よいちメールに登録している人が今現在どのぐらいいるのか。

また、災害時にアクセス数が増えたとき、その辺の対応ができるのかどうかについてお聞きしたい。

ほかに、これは要望であるが、野崎地区のすぐ隣の矢板市では、放送を屋内で受信することができる戸別受信機を無償で貸与している。今後大田原市でも、戸別受信機で地域の防犯防災他、市民に密接した情報発信をしていただければと考えるが、ご意見を伺いたい。

【回答】

よいちメールの登録者は、現在約16,000人で、災害関係の気象情報などの登録者数は、後ほど回答する。

今年度、よいちメールでの通知だけではなく、LINEというアプリでも、登録していただくとよいちメールと同じ情報がLINEの方に届くというシステムの連携を進めている。

【回答】

戸別受信機については、以前十分協議を行った。戸別受信機は、今はひと部屋にしかつけられない。そのため、例えば夜中に寝室で何かあったとき、戸別受信機があっても聞こえないという判断をしている自治体も多く、大田原市もそのような判断で、戸別受信機の導入はしない方向で見送った。

防災無線で流れた内容は、よいちメールでも同じタイミングで流すので、各地区を回り、自治会長や公民館長等によいちメール登録の説明をしたところである。家の中にいると聞こえないということについては、機密性の高い家が増えてきており、どうしても音で伝えるのは難しいと考えている。

【再質問】

高齢になりデジタルデバインドとされている年齢に近くなってくると、デジタル情報媒体がいろいろあっても使いづらいので、1か所にアクセスすれば情報が集められるということになるとありがたい。

しかし、デジタル情報の媒体が発展し、うまく情報が得られるようになってくると、自治会から広報をもらう必要がないなどの裏腹な部分もあり、どのように住民の方に情報を流していくかということ、市はよく設計しないといけないのではと思った。

今の段階としては、情報媒体の宣伝をもっとやってほしいということと、入口1つで各情報が集められるような制度設計をしていただくとありがたい。

【回答】

市では広報やホームページがある。ただし広報は全世帯に渡るわけではなく、全てのページを詳細に読んでいただける保証もない。できる限り様々な場面で、情報媒体のPRを、積極的に進めていきたいと考えている。

【再質問】

防災無線については、いろいろな使い方があり、例えば選挙のとき、中学生にお願いし放送したという実例がある。行政以外の方にこのような場に出ただき、市民に訴えかけるとするのは、聞いてもらえる確率が非常に上がると思われる。

防災無線は、市に何か所ぐらい設置されているのか。うるさい、聞きづらいという意見もあるが、その辺をクリアしながら、一般市民を抱き込んだ防災無線のあり方というものも検討していただければと思う。

【回答】

防災行政無線のスピーカー設置箇所は、市内で82か所設置している。

野崎地区は5か所で、上石上の集落センター、下石上の自治公民館、上薄葉4-1部の消防のコミュニティセンター、薄葉小学校の建物、平沢の自治公民館に設置している。

また、放送内容の工夫について、今回選挙では中学生の声で啓発投票の呼びかけをさせていただいたが、私もこのような取り組みはいい取り組みだと思っているので、災害時以外で放送が必要な場合、どのような工夫ができるか、庁内で工夫を進めるよう努めていきたい。

先ほどご質問のあったよいちメールの登録者は、年度末の情報として、全体は15,052人、そのうち防災情報登録は13,846人である。

懇談テーマ3【各施設へのAED設置及び設置に伴う補助金について】

各自治会の公民館、公共施設へのAEDの設置、設置に伴う補助金について伺いたい。

野崎地区では高齢者が「ゲートボール」や「グラウンド・ゴルフ」などほぼ毎日行っている。利用者に健康上の問題が起きた場合、AEDが設置されていれば大変安心感がある。

【回答】

AED（自動体外式除細動器）とは、心臓の致命的な不整脈を自動で感知して電流を流し、心臓の動きを正常に戻すことができる機器であり、平成16年7月から医療従事者でない一般の方でも使用できるようになった。

本市では平成17年度からAEDの設置を進め、令和6年4月1日現在、市の関連施設48箇所、市内小中学校25箇所、市立保育園2箇所、合計75箇所に設置されている状況である。

野崎地区の市関連施設及び小中学校としては、「野崎地区公民館」「薄葉小学校」「石上小学校」「野崎中学校」の4箇所に設置している。

また、市では貸出用としてAEDを2台所有しており、多くの市民の方が参加する与一まつりや大田原マラソン大会、その他市内高等学校の行事や地区のイベント等への貸出しを行っている。

今回、ご要望があった自治公民館へのAEDの設置については、市内11の全ての地区公民館には既に設置しているが、自治公民館は市内に165館あり、仮に設置した場合、管理面や購入・リース費用等の面もあるため、現在のところ自治公民館にAEDを設置することは難しいと考えている。

【再質問】

自治公民館全部に設置が難しいということは承知している。管理面は難しいかもしれないが、お年寄りが集まる公園やその近辺に置けないかと思うのだがどうか。

【回答】

市で設置しているAEDは、基本的に屋内に設置している。屋外に設置すると、管理上非常に難しいというところがある。命に関わる機器に不具合が生じた場合に問題となるため、管理上誰でも手が出せるような場所に置くのは難しい。公園等についても、なかなか難しく、例えば運動公園で管理棟があるなどの常時人がいる場所等は、設置している場所もあるが、無人の施設等については、管理上難しいものと考えている。

【再質問】

今説明があったとおり、学校や施設の休みの日には、鍵がかかっていて利用できない。そのため、夜間でも祝祭日でも使えるようにするにはどうしたらよいかという取り組みをしていただきたい

小中学校では、体育館の管理人がいると思うので、その方にAEDの保管場所の鍵を管理していただき、何かあったらそこに連絡をして使用させてもらうということができないか。

今年の野崎地区桜まつりで広域消防の職員の方がAEDの取り扱い説明をしていたので、いろいろ質問をさせていただいた。AEDもピンからきりまであるそうだが、大体50万円くらいしないと安心して使えないという話を聞いた。そこで、運用していく上でランニングコストやメンテナンスでどのくらいかかるのか教えていただきたい。

【回答】

学校の施設体育館等で、夜間運動している方がその場で使えないかということもあると思うが、体制上完璧に整えるというのは難しい問題があると思われる。1分1秒を争う状態の場合は、救急車をまず呼んでいただくということが何よりである。

例えば鍵がここにあるはずだとか、あの方に連絡を取ってみればあるとか、そのようなことをしているより、大至急救急車を呼んでいただくのが一番安全な方法ではないかと思っている。施設の中にAEDがあり、その箇所がわかって使えるのであれば、救急車の到着までにAEDを使うことは可能だが、AEDにたどり着けないような場合があれば、いち早く救急車を呼んでいただくことが必要であると考えている。

大きなイベント等であれば、AEDの貸し出しを行っている。台数は2台である。通常のAEDは屋内に設置しているが、バッグで持ち運びができるものとなっており、市の健康政策課で管理をしている。貸し出しには要件があり、例えば、10人以上の団体ということや、救命の講習を受けた方がいることなどがある。2週間前までに届けをいただければ、期間内に貸し出しが可能である。

AED導入の費用について、大田原市は、5年間のリースを行っているが、5年間、常に安全に使えるよう保守点検を行ってもらっているもので、30万から50万円程度となる。この機器は、いざというときに使えるよう、常に使える状態で管理する必要があるため、設置については慎重にしなければならないと考えている。

【意見】

AEDは、既に多くの国民が、この機能の重要性を知っているのだから、この機器をむやみに

いじりまわすというようなことはないと思われる。高額なために盗難に遭うという説明は受けたような気がするが、AEDというのは人の命を救うためのもので、粗末に扱ってはいけないというのが日本国民であれば共通認識になっているため、私はあまり心配していない。

また、あまりいじってほしくないと言うが、救急救命法等々で消防職員の皆さんが取り扱い説明を毎回どこかのイベントでやっていることを考えると、そのイベントで救急救命、AEDの取り扱い方法を学ぶ必要はないだろうと思う。実際に使えないのでは、学んだところで役に立たない。そのようなことをやるのであれば、広く一般に使えるような機器にしてほしいというのが私の願いである。

懇談テーマ4【薄葉小学校におけるトイレの洋式化について】

薄葉小学校におけるトイレの洋式化について伺いたい。

- ・当小学校の洋式比率が50%未満で依然として洋式化が進んでいない。
- ・児童たちの利用も洋式が主で和式の利用はほとんどない。

【回答】

学校施設は、高度経済成長期に集中投資したことなどから、建設してから50年以上経過した施設が多数存在しており、急速に老朽化が進んでいる。

建設後は施設の維持管理を行いつつ、校舎の増設や建設当時には整備されていなかった市水道や公共下水道などのインフラへの接続を行っており、近年では夏場の酷暑に対応するため緊急的に教室などへの空調設備設置を行ってきた。

同時に本市としても各家庭における洋式トイレの普及状況などから、トイレの洋式化を行ってきたが、現在、市内には小中学校合わせて25校あることや各学校には校舎のみならず、体育館やプールなどの施設にもトイレが存在することから、これら多数のトイレを短期間で洋式化することは難しく、計画的に予算を確保しながら進めているところであり、今年度も小中学校でトイレの洋式化を行う予定である。

一方で「駅や高速道路などの公共施設のトイレにおいては、和式トイレが一定程度あることから、教育上の観点から一部のトイレは和式トイレを残す必要がある。」という意見や「衛生面から便座に触れる洋式トイレを望まない児童・生徒も一定数存在する。」との意見も見受けられることから、学校施設のトイレの洋式化については、各学校と協議を行いながら進めていきたいと考えている。

【再質問】

薄葉小学校の体育館は、和式が4つあり、洋式は0である。市の健康診断で体育館を使っているため、各個室に手すりを設置していただいたが、高齢の方が用を足すには、どうしても洋式が必要というところがある。予算のこともあるとは思いますが、特にそのような健康診断のことも考えて、順次進めていただければと思っている。

【回答】

先ほどの回答のとおり、毎年2校または3校で、各校とも3基程度ずつ予算化し、計画的に実施している。今後も予算を確保しながら整備を進めていくので、もう少しお待ちいただきたい。

【再質問】

薄葉小学校は何年後ぐらいに洋式化の計画をされているのか、具体的になっていたらお答えいただきたい。

【回答】

今のところ、令和8年度に体育館の洋式化を計画している。

懇談テーマ5【野崎中学校の体育館の修理について】

野崎中学校の体育館の修理について伺いたい。

野崎中学校の体育館は、1966年12月に建設されて58年が経過し、老朽化が進んでいる。

その間、2001年に屋根の修理、2003年に床の張替えが行われたが、今般、雨漏りが発生した。

今年度の入学式の日（4/9）は、雨が降ったため雨漏りが発生し、先生方がブルーシートを敷いたり、バケツを並べたり、大変な作業が発生した。

【回答】

野崎中学校の体育館の修理について、野崎中学校の体育館の雨漏りについては、学校からの連絡を受け、原因箇所の調査を行った。7月2日から原因と思われる箇所に鋼板をかぶせる修繕を行い、すでに完了した。7月14日、15日、17日にある程度まとまった雨が降ったが、雨漏りはなかったと学校から報告を受けている。今後とも注視していく。

【再質問】

私は野崎中学校の地域コーディネーターをやっており、先生から報告を受けたのだが、早速の対応は非常にありがたく受け止めている。

この雨漏りのときにもう一つ弊害があり、体育館から職員室の方に通じる火災報知器が、配線の被覆が破けて、雨が降ると火災報知器が鳴るという現象があった。業者にお願いして見てもらったが、どこが原因なのかわからず、とりあえず電源そのものを切ってもらったということだった。そのため、もし本当に火災があったとしても、火災報知器がならない期間がかなり続いたが、今回の屋根の修理に合わせて原因を究明していただき、鳴らないようになったということであった。

体育館は、地域の災害があったときの避難場所にもなっており、何かあったときにはトイレの問題にせよ何にせよ、大変なことが起きるのではないかと考えている。昨日の下野新聞にも、県内の小・中学校の体育館のエアコンが0というのが、17市町あると載っていた。確かに大田原市は何もないということで、その対策としてスポットクーラーを配置するという話があったが、これは大田原市全部の小・中学校に配置したのか。その辺を伺い、今後の対応にしていきたいと思っている。

【回答】

スポットクーラーについては、7月1日までに市内の全小・中学校に1台または2台配置している。今年度は7、8、9月の3か月間のリースということで対応させていただいている。

スポットクーラーということで、室内の温度自体を下げることはできないが、体育館で体育の授業をしている児童生徒が休憩がてらスポットの前に行くと、ダクトのところから冷風が出ており、そこで体に冷風をあてて涼むということで、熱中症予防としている。

【再質問】

火災報知器は根本的に直ったのか。元スイッチを切っていたら本番のときに鳴らず、大きな人災に繋がったというような報道が過去に何件かあった。人命に関わるということか

ら、このように迅速に対応していただくとありがたい。

【回答】

学校の方から、様々な大なり小なりのトラブルと報告があがってくるので、速やかに対応するように常に心がけている。今後ともそのような形で対応していきたい。